



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



司法書士と裁判業務（その2）

今月のあいわ通信では、先月号に引き続き、司法書士の業務をご紹介させていただきます。先月号では、司法書士の業務の中の裁判所提出書類の作成業務について、ご紹介させていただきました。



司法書士は、家庭裁判所、簡易裁判所、地方裁判所などに提出する訴状や申立書、準備書面といったあらゆる書類を作成することができます。その中で、当事務所で相談が多いのが、自己破産の申立てに関するものです。司法書士は、司法書士法3条1項4号にもとづいて、「書類作成代理人」として自己破産の申立書を作成します。

弁護士に自己破産の申立てを依頼をしたときの違いについて質問を受けることがありますが、弁護士は、本人の「代理人」として自己破産の申立てをするという点に違いがあります。

一般的に、司法書士は書類作成代理をすることから、書類の作成以外はしないのかということ、そういうわけではありません。自己破産の依頼を受けると、受任通知を各債権者に送付し、申立書作成の準備段階から裁判所に破産申立書を提出し、免責許可決定を受ける最後の手続まで依頼書をサポートします。

ただし、自己破産の申立てをすると、裁判所で裁判官と面談を行う「審尋期日」が開かれることがあります。札幌地方裁判所では、この審尋は必ず開かれるわけではなく、裁判官が必要であると判断した場合にのみ行われます。司法書士は、この審尋には同席できませんが、弁護士は代理人として同席することができます。この点が、自己破産の申立てを依頼するにあたって、司法書士と弁護士とで異なる点になります。

なお、破産手続で重要なのは、申立ての際に裁判所に提出する破産申立書の内容であり、審尋の際の受け答えで結果が変わることは基本的にありません。審尋期日は数分で終わり、難しいことを聞かれることもなく、破産に至った事情を厳しく追及されることはほとんどありません。当事務所の依頼者についても、これまですべての方が、問題なく審尋に対応しております。

その他、自己破産の申立てについて、弁護士と司法書士で違いがあるとすれば、法人の破産手続です。法人の破産手続の場合、会社の従業員との雇用関係の対応や、事業の取引先との対応も必要となります。これらの対応を会社代表者が直接行うより、代理人の弁護士が対応の方がスムーズに手続が進むため、一定の規模の法人が破産手続を行う場合は、弁護士に依頼をする方が適していると思われます。

当事務所では、自己破産の申立てのほか、任意整理や個人再生の申立てなど、借金問題を解決する債務整理手続に積極的に取り組んでおります。昨今の新型コロナウイルスや物価高騰の影響により、債務整理の相談を受ける機会は増えております。当事務所では、利用しやすい費用体系を心がけており、法テラスの民事法律扶助制度も積極的に利用しておりますので、お気軽にご相談いただければと思います。

民事法律扶助制度

法テラス（日本司法支援センター）の民事法律扶助制度をご紹介します。

多額の負債を抱えたことにより、自己破産等の法的手続を行う場合に、「司法書士や弁護士などの専門家に相談したいが費用が心配」ということもあると思います。そのような時に日本司法支援センター（法テラス）が定める一定の条件を満たしている場合は、民事法律扶助を利用して、法的手続を行うことができます。

民事法律扶助とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、法テラスが無料相談を行い、必要な場合、裁判費用や司法書士・弁護士の費用の立替えを行う制度です。

借金問題を解決する債務整理手続に関しても、民事法律扶助を利用して手続を進めることができます。中でも自己破産手続を選択される方は経済的に余裕のない方が多く、当事務所で自己破産手続を行う方は、法テラスの民事法律扶助を積極的に利用しております。

自己破産申立ての場合、司法書士費用として10万5000円（実費含む）が法テラスから立て替えて支払われ、その後は毎月5000円を法テラスに対して返済していくことになります。司法書士費用は10万5000円以外にはかかりません。当事務所の司法書士は法テラスと契約を交わしており、民事法律扶助の資力基準に該当する依頼者については、積極的に法テラスの民事法律扶助を利用しております。

民事法律扶助の利用条件は以下のとおりです。

- ① 資力が一定額以下であること
- ② 勝訴の見込みがないとは言えないこと
- ③ 民事法律扶助の趣旨に適合すること

例えば、単身者の場合、収入が18万2000円以下であるなどの一定の収入基準を満たす必要があります。なお、家賃、住宅ローン、医療費、教育費の出費がある場合は一定額が考慮されますので、詳しくは当事務所までお問い合わせください。

お客様の声を紹介します

【 時効援用の相談 男性 50代 】

時効援用でお世話になりました。
自力で何度も援用した事もありましたが、今回
消法となり、法の専門家へ依頼を選択
しました。ある程度知識はありましたが、消法に
関する不安を消してくる説明が丁寧で安心して
依頼出来ました。対応も早くあっという間に
解決に頂きました。
費用負担も弁護士依頼よりはるかに軽大変。
助かりました。
「あいわ」さんへ依頼して本当に良かったです。
大変お世話になりました。ありがとうございました。

時効援用のご依頼をいただいた、お客様の声をご紹介します。支払を様々な事情でストップしてから数年あるいは10年以上経過してから多額の損害金を付した請求が消費者金融や債権回収会社から送られてくることがあります。また、請求してくる債権者はもともと貸付けを行った債権者とは限りません。債権を譲り受けたとして聞いたことのない業者からも請求がくることがあります。このような場合、債権が時効により消滅している可能性が高いです。消滅時効援用の通知を送ることで、借金を支払う必要がなくなります。ただし、消滅時効の期間が満了していても、借金があることを認めてしまうと（たとえば1000円でも支払ってしまう）、進行した時効期間の計算が振り出しに戻ってしまうことがあります。したがって、このような請求が届いた場合は、業者に連絡する前に当事務所にご相談ください。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

